

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	可児市

可児市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	可児市農林課
所在地	可児市広見一丁目 1 番地
電話番号	0574-62-1111
F A X 番号	0574-63-4754
メールアドレス	norin@city.kani.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	可児市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	水稲、果樹、 野菜、穀類、 花木	0	0
イノシシ		139	1,505
タヌキ		0	0
ハクビシン		0	0
アライグマ		0	0
ヌートリア		1	6
ツキノワグマ		0	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>可児市は市街化が進んでいるが、山林に近い地域ではニホンジカ、イノシシ、山林や河川に近い地域を中心として市内全域でハクビシン、タヌキ、アライグマ、ヌートリアの生息が確認されている。これらの野生動物による農作物への被害が春～秋を中心に発生しており、住民から積極的な駆除を求める声が上がっている。その被害地域は拡大傾向にあり、農家の生産意欲の低下が懸念されている。</p> <p>ツキノワグマについては、本市において顕在化した被害は確認できていないものの、近年のエサの凶作に伴い、近隣市町村でも出没が増加しており、今後本市においても出没する危険性は高まっている。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標 (鳥獣の種類等)	現状値（6年度）		目標値（10年度）	
	被害面積(a)	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	0	0	0	0

イノシシ	139	1,505	97	1,054
タヌキ	0	0	0	0
ハクビシン	0	0	0	0
アライグマ	0	0	0	0
ヌートリア	1	6	0.7	4.2
ツキノワグマ	0	0	0	0

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲許可及び特定外来生物防除計画による捕獲を猟友会に依頼。</p> <p>特定外来生物捕獲については個人で購入した檻の設置の他、市役所で購入した檻の貸出を行っている。</p> <p>国の交付金事業を活用して檻を購入し、捕獲体制の強化を図っている。</p>	<p>捕獲により当該地域の被害は減少できるが、他の地域に被害が移るだけで抜本的な解決には至っていない。又、個人でできるのは檻の設置のみのため、捕獲後の処分については猟友会に委託している。それに伴う費用の増加、猟友会の人材の確保や後継者の育成が課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気柵等の設置経費に対し、補助金による支援。</p> <p>国の交付金事業を活用して侵入防止策を設置。</p>	<p>設置箇所については効果があるが、未設置箇所に被害が移ることになり、広範囲での効果が表れにくい。</p> <p>国の交付金事業は農作物被害防止（及び農地保全）のみを対象としているが、近年では農作物被害防止のみならず、住環境の保安も住民から求められているため、生活圏を守るための各種対策を考える必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>鳥獣の習性や被害防止知識の周知。</p>	<p>鳥獣を寄せ付けない環境にするために、耕作放棄地や森林等の適切な管理について啓発する必要がある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

行政や農業者団体、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、広域的に足並みを揃えて対策を行うことにより、有害鳥獣の絶対数を減少させる。
耕作放棄地の適正な管理への意識向上を図るなど、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを目指す。
また、わな猟免許取得に対し補助金による支援を行うことで、担い手の育成を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキについては有害鳥獣捕獲許可、アライグマ、ヌートリアについては外来生物法に基づく防除計画を策定し、狩猟免許を所持していない者でも従事者登録を行うことにより檻を設置し、捕獲できるようにしている。実際の駆除については、猟友会に委託している。
また、わな猟免許取得に対し補助金による支援を行うことにより、担い手の育成を図る。
ツキノワグマが日常生活圏に出没し、捕獲等他の方法では迅速に対処できない場合は、緊急銃猟マニュアルに基づき、警察、猟友会と連携し銃猟を実施する体制を整える。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ヌートリア ツキノワグマ	ニホンジカ・イノシシ・タヌキ・ハクビシンは有害鳥獣捕獲、アライグマ・ヌートリアは特定外来生物法に基づいて令和2年度に策定された「可児市特定外来生物防除計画」に従って捕獲を行う。ツキノワグマについては日常生活圏に出没した際、緊急銃猟マニュアルに基づき、警察、猟友会と連携し銃猟を実施する。 地域で被害対策にあたってもらうため、必要経費の助成により講習会の参加と狩猟免許の取得を促進し、捕獲従事者の育成・促進に努める。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>令和5年度はイノシシ82頭、タヌキ37頭、ハクビシン20頭、アライグマ25頭、ヌートリア0頭</p> <p>令和6年度はイノシシ53頭、タヌキ38頭、ハクビシン32頭、アライグマ24頭、ヌートリア8頭</p> <p>令和7年度(令和7年10月31日現在)はイノシシ139頭、タヌキ12頭、ハクビシン12頭、アライグマ5頭、ヌートリア1頭を捕獲した。いずれの獣種についても継続して被害を出しており、今後も積極的な捕獲を行う必要がある。</p> <p>ニホンジカについては捕獲をしていなかったが、錯誤捕獲の増加により、今後農作物への被害が拡大することが予想されるため捕獲を行う必要がある。</p> <p>ツキノワグマについては、本市において顕在化した被害は確認できていないものの、人里での出没が増加しており人的被害の危険性は高まっていることから対策を講じる必要がある。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
イノシシ	90頭	90頭	90頭

ハクビシン	30 頭	30 頭	30 頭
タヌキ	45 頭	45 頭	45 頭
アライグマ	20 頭	20 頭	20 頭
ヌートリア	7 頭	7 頭	7 頭
ツキノワグマ	1 頭	1 頭	1 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>可児市全域において、猟友会の協力のもと被害の多い箇所に捕獲器を設置し、捕獲する。</p> <p>従事者から実情を聞き、防除実施の方法などに反映させる。</p> <p>わな猟免許取得に対し、補助金による支援を行うことで、担い手の育成を図る。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマ及びイノシシについては人身被害の防止を最優先とし、日常生活圏内に侵入し、人の生命又は身体への危害を防止するため緊急の対応が必要な場合においては、銃猟以外の手段では的確かつ迅速に捕獲が困難であり、かつ住民の避難等により弾丸が地域住民等に到達する恐れがないことを確認したうえでライフル銃による捕獲を実施するものとする。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ヌートリア ツキノワグマ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵を被害の多い地域に設置	電気柵、ワイヤーメッシュ柵を被害の多い地域に設置	電気柵、ワイヤーメッシュ柵を被害の多い地域に設置

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ヌートリア ツキノワグマ	侵入防止柵の適正な管理法の啓発を行う。	侵入防止柵の適正な管理法の啓発を行う。	侵入防止柵の適正な管理法の啓発を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ タヌキ	有害鳥獣の分布等、被害実態の把握に努める。必要に応じて、住民に対する被害防止の啓発を行う。 耕作放棄地を耕作地に戻す事業に対し補助金による支援を実施するとともに、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、くず野菜・生ごみを放置しないなどの意識向上を図る。
令和9年度	ハクビシン アライグマ	
令和10年度	ヌートリア ツキノワグマ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

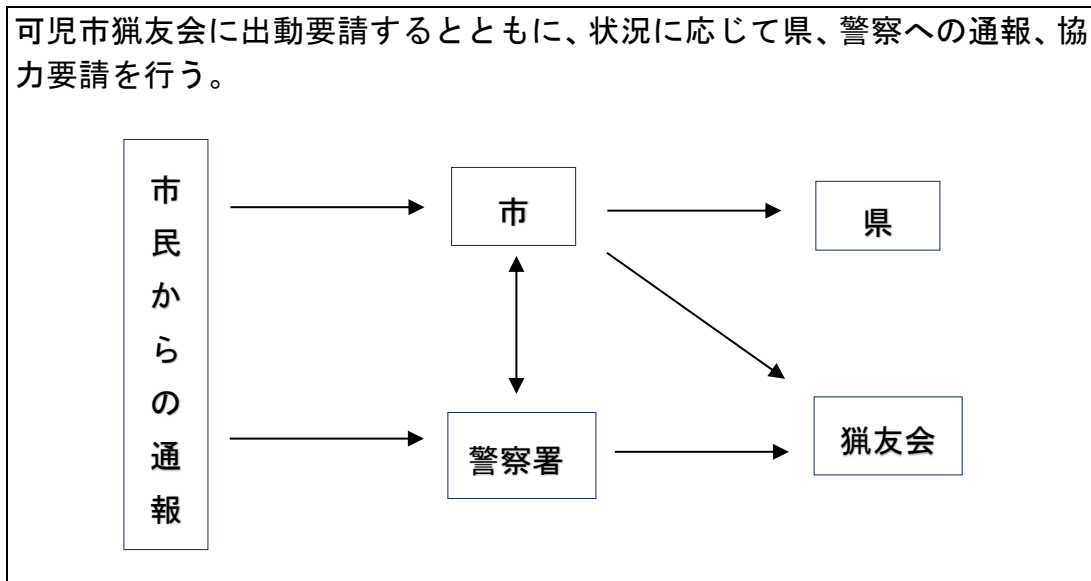
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
可児市	住民の通報等に基づく可児市猟友会への出動要請 捕獲活動への協力、住民への周知、関係機関への連絡調整等
可児市猟友会	実際の防除の実施
可茂県事務所	有害鳥獣に関する専門家の派遣、岐阜県との事務連絡
可茂農林事務所 農業振興課	農作物の被害対策を支援する。
可児警察署	猟銃所持、捕獲手続きの適正化等の指導、捕獲活動への協力、住民の安全確保

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては殺処分後、埋却処理。タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリアについては殺処分後、焼却場にて焼却処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	可児市町村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
可児市	各団体の連絡調整等
可児市猟友会	実際の防除の実施
可児市自治連絡協議会	被害の多い地区との連絡調整
可児市農業委員会	被害地域の把握等
可茂農林事務所農業普及課	農業被害対策に関する情報提供

めぐみの農業協同組合可児営 農経済センター	営農に関する専門知識
--------------------------	------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂農林事務所農業振興課	農業被害対策に関する情報提供、岐阜県との事務連絡
可茂県事務所環境課	有害鳥獣に関する専門知識、岐阜県との事務連絡
可児警察署	猟銃所持、捕獲手続きの適正化等の指導
中濃地域農業共済組合	被害補償、被害調査等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

必要に応じて設置を検討。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。
- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。